

国営明石海峡公園神戸地区基本計画改定委員会 設置要綱

令和 5 年 3 月 15 日 決定

令和 5 年 6 月 22 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国営明石海峡公園神戸地区基本計画改定委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討を行い、学識経験者や地域の関係者から助言をいただくことを目的とする。

- (1) 国営明石海峡公園神戸地区の基本計画改定に関すること
- (2) その他必要な事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所長が委嘱する委員及び協力委員で構成する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会で委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(運営及び会議)

第 5 条 前第 2 条の目的を達成するため、委員会を開催する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員が欠席の場合には、代理を立てることができる。
- 4 委員会は過半数の委員の出席をもって成立とする。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(設置期間)

第 7 条 委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

第 8 条 委員会に事務局を置き、委員会の運営事務を行う。

- 2 事務局は、近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所に置く。

(公表)

第 9 条 委員等の氏名、委員会の開催については、原則公表するものとする。

- 2 委員会での審議事項の概要及び資料等については、原則公表するものとする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員会で定める。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 3 月 15 日より施行する。

国営明石海峡公園 神戸地区基本計画改定委員会 委員

(敬称略・委員五十音順)

委員	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	赤澤 宏樹
委員	大阪公立大学 大学院 農学研究科緑地環境科学専攻 准教授	上田 萌子
委員	神姫フードサービス株式会社 企画部	粕谷 朋未
委員	兵庫県立大学 大学院 緑環境景観マネジメント研究科 講師	新保 奈穂美
委員	兵庫県立人と自然の博物館 館長	中瀬 勲
委員	神戸商工会議所 地域政策部長	大塚 隆生
協力委員	兵庫県 まちづくり部 公園緑地課長	北村 智顕
協力委員	神戸市 建設局公園部整備課 担当課長	野田 泰史
協力委員	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 企画専門官	佐々木 貴弘
協力委員	国土交通省近畿地方整備局 建政部 公園調整官	曾根 直幸
オブザーバ	あいな里山参画団体運営協議会 理事長	山本 茂
オブザーバ	神戸地区公園管理センター 園長	栗山 明久